

住宅の確保

① 自宅や民間住宅による住宅の支援

<空き家・賃貸住宅の活用>

○目的・背景

《復興計画（第一次）での位置付け》

- ・ふるさとを再生していくために必要な取組みの「中心市街地の再生」において帰還しない町民が所有する空き家の利活用などの検討を行う。

《復興まちづくり整備計画での位置付け》

- ・空き家を活用した住宅確保について住宅状況や放射線量などを把握して、安全に進める。
- ・市街地の空き家の活用や民間事業者との連携による新たな住宅整備により、自力の住宅確保を推進する。

○検討状況

昨年度の住民意向調査結果を基に、今後の自宅の取り扱いについての意向を分析した。分析結果については以下の通り。

《平成27年度意向調査結果の分析による持ち家の分類と考えられる対策》

- 1) 町内の持ち家を「修繕・建替えて住む方」（554～1,082世帯）
⇒家屋の修繕・建替えに関する業者紹介体制の構築
- 2) 町内の持ち家・土地を「売りたい・貸したい方」（514～1,121世帯）
⇒空き家・空き地の賃貸・売買体制の構築
- 3) 町内の持ち家・土地を「住まずに継続所有する方」（403～1,058世帯）
⇒空き家有償管理体制の構築
- 4) 町内の持ち家・土地を「譲渡したい方」（電話・窓口での問い合わせ）
⇒相談体制の構築

《先進事例資料収集》

- ・住宅再建窓口（檜葉町）、空き家バンク、空き家管理（所沢市）

分析結果によれば、自宅の意向に様々なニーズがあるが、町民個々で対応することは困難であるため、①修繕業者確保、②空き地・空き家の賃貸・売却、③空き家・空き地の管理、④事業者・行政への譲渡 について手続きが円滑に行えるよう、支援体制の整備が必要となる。具体的な検討は今後行う。

○今後の進め方

- 平成27年度 体制・スケジュールの検討
- 平成28年度 体制作り・各種補助事業の構築
- 平成29年度 支援開始

宅地整備・空き地活用について

分譲地

1 酒田分譲地

- (1) 47区画 うち売却済み29区画、うち残り18区画
- (2) 区画地積 258.31 m²～372.89 m²

2 御殿南分譲地

- (1) 44区画 うち売却済み28区画、うち震災前予約5区画、
うち残り11区画
- (2) 区画地積 218.78 m²～406.99 m²

3 御壇ノ西分譲地

- (1) 13区画 うち売却済み13区画、うち残り0区画
- (2) 区画地積 245.62 m²～371.20 m²

4 上川原分譲地

- (1) 6区画 うち売却済み4区画、うち残り2区画
- (2) 区画地積 299.16 m²～319.18 m²

5 みどりが丘分譲地

- (1) 2区画 うち売却済み2区画、うち残り0区画
- (2) 区画地積 335.30 m²～338.52 m²

避難指示継続地区の町民に対する町内住宅確保支援について

1 施策の背景

「浪江町復興まちづくり計画（平成26年3月策定）」における当該施策は次のとおり位置付けられている。

○津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が町内の帰還可能となった地域に居住できるよう、既存中心市街地の空き地の活用や民間事業者との連携による新たな住宅地整備により、自力での住宅の確保を推進していきます。

○居住制限区域や帰還困難区域の方が、町内の帰還可能となった地域に新たな住宅を建築する際の支援制度を国に求めます。

（浪江町復興まちづくり計画より抜粋）

2 現状

平成26年度に実施した住民意向調査（復興庁、福島県、浪江町が共同で実施）によると、帰還の意思があり、かつ、「元の行政区と別の場所に戻ってもよい」と回答し、かつ、「新たに一戸建ての持ち家を建てたい」と回答した方は45名となっている。

このことから、元の自宅の避難指示が継続するかどうかに関わらず、45名の方が町内で新たな住宅を確保する意思があることが分かる。

3 課題

現時点において、避難指示が継続する区域の方向けの住宅地整備に関する補助制度が無いため、帰還町民向けの災害公営住宅を整備するに留まっている。また、民間事業者との連携についても、具体的な整備着手には至っていない。

4 今後の検討の方向性

施策の実現に向け、今後以下の方向性のもと検討を進めたい。

○最新の住民意向調査の結果等から、新たな住宅地の需要を把握する。

○民間事業者との協議により、どのくらいの住宅地が確保できるか把握する。

○御殿南分譲地など、町有地ですぐに宅地として利用できる土地を活用する。

災害公営住宅等整備について

1 整備の目的及び事業概要

東日本大震災による地震・津波・原子力災害により避難を余儀なくされた町民の帰還後の居住環境を確保することを目的に、次に示す災害公営住宅等を整備する。

【整備種別及び入居対象者】

- (1) 災害公営住宅：避難を余儀なくされ、浪江町に帰還する町民向け
(津波被害を受けた方の防災集団移転先の宅地と一体で整備します)
- (2) 福島再生賃貸住宅：町民のほか、復旧・復興等に関わる新規居住者向け

2 災害公営住宅等の整備場所・戸数

(1) 災害公営住宅

住民意向調査等の結果に基づき、以下のとおり整備する。

地区名	整備予定戸数	供用開始時期
幾世橋地区 (来福寺)	災害公営住宅：93戸 (内訳：津波被災16戸、原発被災77戸) 防集分譲地：7区画	平成29年4月より順次
請戸地区 (大平山)	災害公営住宅：26戸 (内訳：津波被災26戸) 防集分譲地：16区画	平成31年4月
合計	災害公営住宅：119戸 (内訳：津波被災42戸、原発被災77戸) 防集分譲地：23区画	

(2) 福島再生賃貸住宅

雇用促進住宅浪江宿舎（幾世橋字斉藤屋敷地内）を町が買取り、既存80戸を改修し、福島再生賃貸住宅として活用する。平成29年4月の供用開始を目指す。

避難指示解除想定時期に町として確保する住宅の戸数

災害公営住宅と福島再生賃貸住宅を合わせて 173戸

その他、震災前からある町営住宅の復旧を検討する。

3 公営住宅等の住宅タイプ

(1) 災害公営住宅

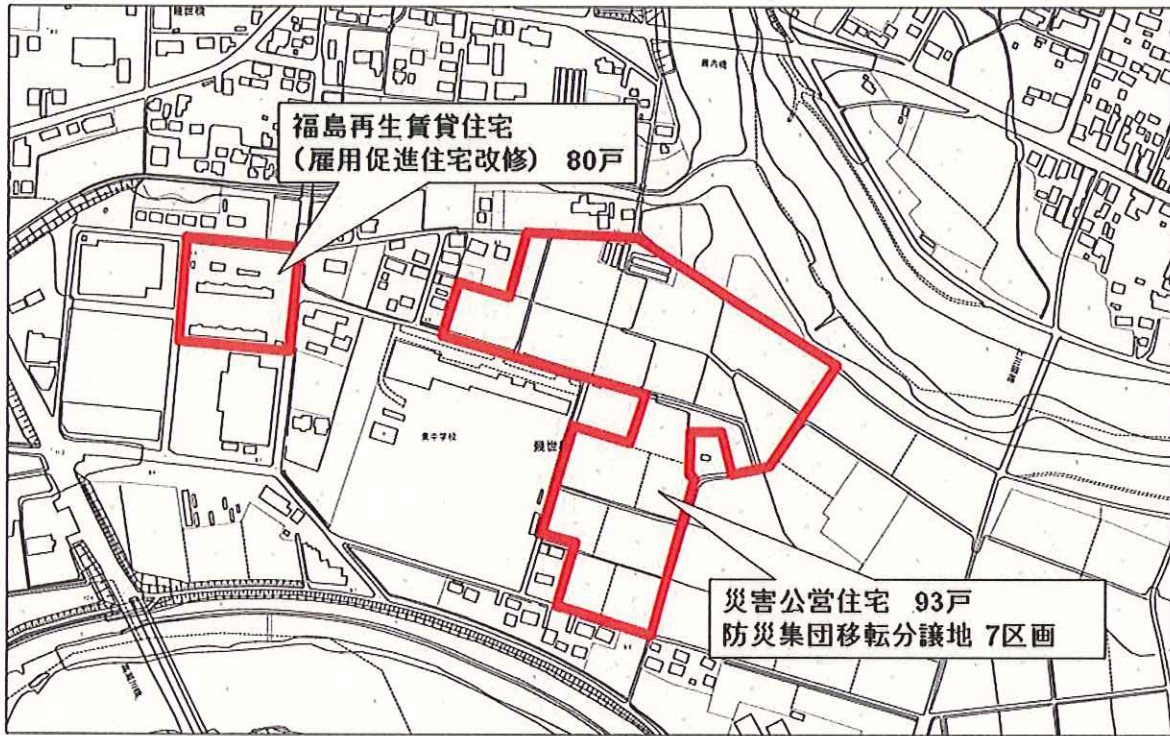
木造戸建てタイプとし、間取りは2LDK又は3LDKなど入居予定者の属性に応じて整備する。

(2) 福島再生賃貸住宅

既存雇用促進住宅にエレベーターを設置するとともに室内の大規模な改修、設備の交換等を実施し、今後の長期利用に耐え得るよう整備する。

整備位置図

＜幾世橋地区＞災害公営住宅（防災集団移転先宅地と一体整備）及び福島再生賃貸住宅



＜請戸地区＞災害公営住宅（防災集団移転先宅地と一体整備）

